

○東京藝術大学における大型設備の調達に係る仕様策定等に関する取扱要項

〔平成16年4月1日〕
学 長 裁 定

改正 平成17年4月1日 平成22年5月21日
平成25年10月24日 平成26年9月2日
平成27年5月14日 平成28年3月24日

(趣旨)

第1条 本学における大型設備の調達（政府調達に関する協定が適用される設備の調達をいう。（弦楽器及び芸術資料は除く。）以下同じ。）に係る仕様策定及び技術審査に関する取扱については、この要項の定めるところによる。

(適用範囲)

第2条 この要項において「部局」とは、事務局（保健管理センターを含む。）、美術学部、音楽学部（言語・音声トレーニングセンター及び演奏芸術センターを含む。）、大学院映像研究科、大学院国際芸術創造研究科、附属図書館（芸術情報センターを含む。）、大学美術館及び社会連携センターをいう。

2 この要項において「部局長」とは、前項に規定する部局の長をいう。

(仕様策定委員会)

第3条 部局において、大型設備の調達を行う場合には、その都度、調達しようとする設備（以下「設備」という。）の仕様の策定を行うため、当該部局に仕様策定委員会（以下「委員会」という。）を設置して行わなければならない。

2 委員の委嘱は、教員若干名及び事務職員（技術職員を含む。）とし、うち1名は課長又は事務長等を委嘱しなければならない。

3 部局長は、その都度委員を委嘱し委嘱書（別紙様式1）を交付する。

4 委員会は、必要に応じ、専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

5 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

6 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

7 委員会は、審議内容についての議事要旨を作成するものとする。

(仕様の策定)

第4条 委員会は、仕様の策定にあたり次に掲げる事項について審議する。

(1) 設備の機能及び性能等に関すること。

(2) 類似設備に関すること。

(3) 設備に関する関係資料等の収集に関すること。

(4) その他委員会が必要と認める事項。

2 委員会は、関係資料等の収集にあたっては、可能な限り多数の供給者から幅広く、かつ公平に行うものとする。

3 委員会により策定された仕様内容原案は、前項の供給者に対して説明会を開催し、供給者からの意見を聴取した上で仕様内容を決定するものとする。

4 仕様内容は、教育研究上の必要性に配慮しつつも可能な限り必要最小限のものとし、競争性が確保されるよう仕様を策定するものとする。

5 委員会は、仕様の策定過程において、教育研究上の必要性により機種が特定さ

れることが想定される場合には、仕様内容の決定前に部局長の承認を得るものとする。

- 6 委員会は、仕様を策定したときは、前条第7項の議事要旨を添付して部局長に報告するものとする。

(技術審査職員)

第5条 戦略企画課長は、設備の品質、性能、技術等の事項について、審査を行う必要があるときは、技術審査を行う職員（以下「技術審査職員」という。）を指定するものとする。

- 2 技術審査職員は複数発令するものとする。

- 3 戦略企画課長が必要と認めた場合は、第1項の技術審査を他大学等の職員に委任することができる。この場合においては、あらかじめ当該他大学等の長の同意を得なければならない。

- 4 技術審査職員を命ぜられた者は、処理すべき事務の範囲を技術審査職員指定簿（別紙様式2）で確認の上、押印するものとする。

- 5 技術審査職員と仕様策定委員との重複は、原則として認めないものとする。

(技術審査)

第6条 技術審査は、応札者の提案した設備が本学の仕様を満たしているか否かについて、応札者から提出された書類等に基づき行うほか、応札者から十分な説明を受けて行うものとする。

- 2 技術審査にあたっては、応札仕様の一覧表及び技術審査結果を記録するための技術審査表を作成するものとする。

- 3 技術審査職員は、技術審査の結果について報告書を作成し、前項の応札仕様の一覧表等を添付し、戦略企画課長に報告するものとする。

- 4 戦略企画課長は、技術審査の結果、不合格となった応札者がいた場合は、理由書を付して学長へ報告するものとする。

(技術審査結果の通知)

第7条 学長は、技術審査の結果、不合格となった応札者に対し、理由を付した書面（別紙様式3）で通知するものとする。

(雑則)

第8条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成22年5月21日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この要項は、平成26年9月2日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年 5 月14日から施行し、平成27年 5 月 1 日から適用する。

附 則

この要項は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

別紙様式 1

国 立 大 学 法 人 東 京 藝 術 大 学

委 嘱 書

職 名
氏 名

東京藝術大学における大型設備の調達に係る仕様策定等に関する取扱要項
第 3 条第 3 項の規定に基づき、下記の件について委員を委嘱する。

記

〇〇〇〇〇〇の調達に関する仕様策定

(元号) 年 月 日

部局長名

備考 用紙は日本工業規格 A 列 4 とする。

(第 1 葉)

東京藝術大学技術審査職員指定簿

東京藝術大学戦略企画課長
〇〇 〇〇

(第 2 葉)

- 1 あなたは、東京藝術大学における大型設備の調達に係る仕様策定等に関する取扱要項第 5 条に規定する技術審査職員として、第 3 葉の事務の範囲の欄に掲げる事務を処理することを命じます。
- 2 あなたは、上記のことを確認のうえ、押印してください。

(第 3 葉)

事 務 の 範 囲

契約業務に関する次の事務

(第4葉)

[illegible]

別紙様式3

技 術 審 査 結 果 に つ い て

(元号) 年 月 日

業 者 名
代 表 者 殿

国立大学法人 東京藝術大学
東京藝術大学長 ○○ ○○

(元号) 年 月 日に入札公告した○○○○○○の調達に係る貴社提出の
○○○○○○の仕様について、技術審査の結果、下記の理由により本学が提示し
た要件を満たしていないため、不採用となりましたのでお知らせします。

記

(理由)

備考 用紙は日本工業規格A列4とする。